

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

東プレグループは、卓越した技術を駆使して製品・サービスを創造し、社会に貢献することを使命とします。経済的成果を追い求めるだけでなく、国際企業として社会から必要とされ、尊敬される企業として、高い倫理観と良識をもって企業活動を遂行します。世界中で働く東プレグループの職員はこの理念を共有し、社会への貢献と企業の持続的な繁栄を求めることを目標に、コーポレートガバナンスに関する体制の充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

〔補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)〕

当社では、かねてから最高経営責任者(CEO)の後継者計画に関する従来の運用につき、取締役会による監督方法の具体化を検討してまいりましたが、CEO後継者育成の計画的遂行についての主体的関与及び適切な監督方法を引き続き検討してまいります。

〔補充原則4-3-2、4-3-3 取締役会の役割・責務(3)〕

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、環境の変化に対応した適確・果断な経営判断を行うことのできるCEOの育成や選解任が重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、CEOの育成・選任とCEOの機能発揮が十分でない場合の解任手続とは密接な関連性を有することから、CEOの後継者計画の策定・運用の中で、客観性・適時性・透明性のある手続もあわせて検討してまいります。

〔補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用〕

当社は現在、独立社外取締役を2名選任しており、それぞれ法律的または会計的な専門的知見に基づく客観的かつ独立的な立場から当社の事業運営全般に適切な関与・助言を得ております。従来は、任意の報酬委員会のメンバーとしての審議や経営陣幹部の指名等にも関与・助言を得てまいりましたが、任意の指名委員会の設置を含めて独立社外取締役のさらなる適切な関与・助言を得るための手続を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1-4 政策保有株式〕

〔政策保有に関する方針〕

当社グループにおいては、プレス関連製品事業、定温物流関連事業、その他事業として空調機器、電子機器などの製造・販売を主な事業内容としております。その過程における多数の企業との協力関係の強化や金融機関との良好な関係維持などを主な目的として、当社の持続的な成長に資するか否か、中長期的な企業価値向上に資するか否かなどを踏まえ、保有の縮減も含めて総合的に判断しております。

〔保有の適否の検証〕

取締役会は、株式業務の所管部署である総務部が決算期に合わせて政策保有株式につき行った経営成績、配当性向などの定量的評価を踏まえ、保有の必要性や取引上の協力関係などの定性的評価を行い、保有の適否を総合的に検証する体制を採っております。本年度は検証の結果、28銘柄の保有継続を決定いたしました。

〔政策保有株式に係る議決権行使〕

当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、議決権を行使する議案ごとに、当社の政策保有に関する方針に合致するかどうか、当該企業の持続的な成長に資するか否か、中長期的な企業価値向上に資するか否かなどを総合的に判断して議決権を行使します。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社は、当社の取締役との間で、一定の取引を行う場合には、法令および定款のほか、取締役会規程に基づき、事前の取締役会承認事項および事後の報告事項としており、会社および株主共同の利益を害することがないかを確認する手続きを定め、その監視を行っております。

〔原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、確定給付企業年金を導入しており、東プレ企業年金基金がアセットオーナーとして位置づけられます。

当社は、企業年金に関係する勤務担当部門や財務担当部門の知識・経験を有する従業員を企業年金基金の事務局に派遣するとともに、基金の保有する積立金の効率的運用を審議する資産運用委員会に当社の財務担当部長を配置し、積立金の安定かつ適切な運用を図り、基金のアセットオーナーとしての機能が発揮できる体制整備に取り組んでおります。

また、基金は積立金を各運用機関に委託し、基金の受益者と会社との利益相反が生じないよう管理されております。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画について

当社グループでは、グループで共有する理念として「基本理念」を策定しております。また、経営戦略・経営計画としては、2017年度を初年度とする、第14次中期経営計画を策定しております。

これらは、当社ホームページ上で公開しておりますので、ご参照ください。

基本理念: <https://www.topre.co.jp/company/philosophy.html>
経営計画: <https://www.topre.co.jp/ir/vision/plan.html>

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(基本的な考え方)

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(基本方針)

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めてまいります。
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めてまいります。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、取締役会の責務・役割として、経営責任ならびに業務執行の決定および監督責任を遂行してまいります。
- (5) 株主との建設的な対話に努めてまいります。

3. 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「2. 1. [取締役報酬関係]」をご参照ください。

4. 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(方針)

取締役候補に関しては、各事業部門および業務分掌に応じて、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う取締役会への寄与、その者の有する知識・経験、人柄などを総合的に勘案し、当社の業容に則した規模で、適材適所の観点から指名をしております。

監査役候補に関しては、当社の事業内容に通じており、財務・会計・法務に関する知見、監査役としての責務・役割への寄与を総合的に勘案し、適材適所の観点から指名をしております。

(手続)

上記方針から取締役・監査役候補を取締役会で指名し、株主総会にて選解任しております。

5. 個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者については、取締役会にて代表取締役社長から説明を行い、その候補者の主な経歴および選任理由等について株主総会招集通知に記載しております。

[補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務 (1)]

当社は取締役会設置会社であり、法令および定款で定める事項のほか、当社の経営上重要な事項に関しては、取締役会規程に基づき取締役会での審議・承認を必要とする体制を採っております。取締役会での審議・承認を要しない事項に関しては、業務執行の内容に応じて、その対象や金額基準、性質などを勘案し決裁権限規程により委任しております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社の事業展開において、専門的知見や客観的な地位からの適切な意見を取り入れることにより、経営の透明性や監督機能を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、当社のガバナンス体制をより強化するため、社外取締役を2名体制としております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

会社法上定められている社外取締役の要件および当社が上場する金融商品取引所が定める独立性基準を判断基準として、独立社外取締役を2名選任しております。

[補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役候補に関しては、各事業部門および業務分掌に応じて、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う取締役会への寄与、その者の有する知識・経験、人柄などを総合的に勘案し、当社の業容に則した規模で選任することを基本的な考え方とし、適材適所の観点から指名をしております。

[補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役・監査役に関する他の上場会社の兼任を含む重要な兼職については、事業報告および株主総会参考書類にて開示しております。

[原則4-11、補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、適材適所の観点から、多様性を含めて知識・経験などのバランスと規模を勘案して取締役の指名・選任をしており、結果として取締役会のメンバーに女性が不在となっております。しかしながら、本原則が求める取締役会の構成におけるジェンダーや国際性の面を含んだ多様性については、取締役会の独立性・客観性の確保のため、その重要性を認識しておりますので、今後も本原則の趣旨に沿った対応・検討をしてまいります。また、取締役会に求められる経営責任や監督責任に鑑みて、その実効性の評価・分析方法及びその結果の概要の開示方法につきましては引き続き検討してまいります。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング]

当社では、取締役・監査役就任時に、その職責・役割に関する説明やその職責・役割遂行に必要な知識についてのトレーニングを行っております。就任後は、各取締役・監査役の個々の役割に応じて外部講習などの必要なトレーニングの機会を設けております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を次のとおりとしております。

- (1) 株主との対話全般に関して統括し、建設的な対話を実現するための目配りを行う経営陣はIR担当取締役とし、社長、IR担当役員が中心とな

り、IR活動を積極的に展開しております。

- (2) IR活動を展開するにあたっては、総務、法務、経理、財務担当等が少なくとも月に1回情報交換を行い、IR活動を補佐しております。
- (3) 当社は、個別面談以外の対話の手段として、アナリスト向け決算説明会の開催や個人投資家向け会社説明会を通じて株主との対話を促進する機会を積極的に設けております。
- (4) 株主との対話において把握された重要な意見・懸念においては、IR担当役員を通じて取締役会への報告を実施いたします。
- (5) インサイダー情報については、当社グループの行動指針により、適時・適切に開示を行うとともに、インサイダー取引防止規則により、未公表の重要事実の管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,102,800	11.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,924,400	5.41
石井 直子	2,660,004	4.92
株式会社りそな銀行	2,943,400	4.61
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,491,084	4.61
日本生命保険相互会社	2,135,649	3.95
住友生命保険相互会社	1,429,400	2.64
東プレ取引先持株会	1,380,500	2.55
株式会社みずほ銀行	1,265,364	2.34
新日鐵住金株式会社	994,000	1.84

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日に日本製鉄株式会社に商号変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社および上場子会社は有しておりません。コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられとされる事実等もありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高田 剛	弁護士											
小笠原 直	公認会計士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田 剛	○	---	弁護士としての専門的見地と企業法務に関する高い見識を有し、また当社の業務執行者から独立した立場にあることから、社外取締役として選任しております。独立役員としても、一般株主との利益相反の生じるおそれはなく、株主・投資家からの信頼性を確保するための客観的な独立性が保たれていると判断しております。

小笠原 直	○	小笠原直氏は、2007年4月から2008年9月まで、太陽ASG監査法人（現 太陽有限責任監査法人）の代表社員として勤務しておりました。同監査法人は、2007年度から現在まで、当社の会計監査人であります。	公認会計士として培われた財務および会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、また当社の業務執行者から独立した立場にあることから社外取締役として選任しております。現在において、小笠原直氏が勤務されていた監査法人と小笠原直氏との間に何らの契約関係は無いことから、独立役員として一般株主との利益相反の生じるおそれはなく、株主・投資家からの信頼性を確保するための客観的な独立性が保たれていると判断しております。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

代表取締役のほか、社外取締役全員（現在2名）を構成員とした、任意の決定機関である報酬委員会を設置し、取締役の報酬額決定プロセスに対する客観性の確保と監督機能の強化を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に、太陽有限責任監査法人を選任し、期中の会計処理および決算内容についての会計監査を受け、適正な会計処理および透明な経営の確保に努めております。監査役と会計監査人は、年間監査計画の策定および決算監査報告にあたり、意見交換を行い相互連携を図っております。

内部監査部門については、社長直轄の組織として監査部（4名）を設置し、期中の取引を含む業務全般についても、監査計画に基づき定期的に事業所往査を行い、会計および業務執行について監査役、会計監査人と連携し監査を行っております。また、監査部は、その活動状況を定期的に社長および監査役会へ報告をし、意見交換と情報の共有化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
渡部 惇	弁護士												
細井 和昭	公認会計士								△				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡部 惇	○	----	検事、弁護士として培われた、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、また当社の業務執行者から独立した立場にあることから、社外監査役として選任しております。また、独立役員としても、一般株主との利益相反の生じるおそれはなく、株主・投資家からの信頼性を確保するための客観的な独立性が保たれていると判断しております。
細井 和昭	○	細井和昭氏は、1975年11月から2006年9月まで、監査法人千代田事務所（その後合併等により、新光監査法人、中央新光監査法人、中央監査法人、中央青山監査法人、みずほ監査法人に名称変更）に勤務しておりました。その在籍期間中の1976年3月期から2007年3月期までの間（2007年3月期は一時会計監査人）において、同監査法人は、当社の会計監査人でありました。	公認会計士、税理士として培われた財務および会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、また当社の業務執行者から独立した立場にあることから社外監査役として選任しております。現在において、細井和昭氏が勤務されていた監査法人と、細井和昭氏および当社との間に何らの契約関係は無いことから、独立役員として一般株主との利益相反の生じるおそれはなく、株主・投資家からの信頼性を確保するための客観的な独立性が保たれていると判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2016年6月28日開催の第121回定時株主総会において、中長期的な会社業績に連動する株式報酬制度を導入いたしました。また、賞与については、会社業績や、取締役個人の業績貢献度を賞与の配分に連動させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する報酬は261百万円(うち社外取締役は19百万円)、監査役に対する報酬は38百万円(うち、社外監査役は17百万円)であります。支給人員は、取締役14名、監査役3名であります。報酬には当該事業年度に係る賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関して、次の方針を定めております。

1. 取締役の職務遂行意欲を高める報酬制度
2. 経営成績に連動した報酬制度
3. 取締役の役割、職責にふさわしい報酬制度

これらの方針にもとづき、取締役の報酬体系については、基本報酬、短期業績連動報酬、中長期業績連動報酬で構成しております。監査役の報酬体系は、基本報酬のみとしております。

[取締役の報酬]

・基本報酬

月額報酬に関しては、代表取締役および社外取締役により構成する任意の決定機関である報酬委員会での協議により、各人別の支給額を決定

・短期業績連動報酬

単年度業績に連動した賞与に関しては、代表取締役および社外取締役により構成する任意の決定機関である報酬委員会での協議により、各取締役の業績への貢献度合いなどを勘案し、各人別の支給額を決定

・中長期業績連動報酬

事業年度ごとの経営指標達成度に応じて付与されるポイント数の累積値により、自社株式等を支給

なお、社外取締役の報酬に関しては、業務執行から独立した立場で、経営の監督機能を果たすという観点から、業績に連動しない基本報酬のみで構成されます。

[監査役の報酬]

・基本報酬

監査役会において、各人別の支給額を決定

なお、監査役は取締役の職務執行を監査するという機能を果たすという観点から、会社業績に連動する報酬は支給しておりません。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役および社外監査役には、取締役会、監査役会を通じて業務内容を十分に把握してもらうよう努めております。また、取締役会の出席に際しては、事前に資料を配布しており、十分に検討できる状況となっております。さらに、必要に応じて常勤監査役が社外監査役に直接連絡をとり、情報の伝達、資料の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では取締役会が連携して経営責任と業務執行責任を担う体制となっています。毎月開催の取締役会においては、経営の基本方針が決定され、業務の執行および具体的計画について審議しております。また、取締役会に加え、各部門のテーマを決めて集中的に討議する月例会議を開催しております。

当社におきましては、取締役は15名以内、監査役5名以内と定款に定めており、会議体として機能する適切な規模を維持しております。これらの会議において積極的な審議、検討がなされ、迅速かつ的確な意思決定と、機動的・効果的な運営を可能とする経営体制となっています。

取締役12名は、全員男性で構成されています。

企業経営の監視体制としては監査役制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名に加え、社外監査役として、法務の専門家1名、会計の専門家1名の3名、全員男性で構成され、取締役会等の重要会議に出席しており、取締役会の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

内部監査機能については、社長直轄の組織として監査部(4名)を設置し、会計監査、業務監査を実施するとともに、社長、監査役会への報告を行う体制をとっております。当社の監査役会は、2名の専門的知見を有する社外監査役を選任することにより透明性を高め、経営に対する監視・監督機能を果たしております。また、監査役会は独立性を維持しながら、監査の効果をより高めるために会計監査人と定期的に会合を持ち、監査方針や会計制度他の変化点を捉えた重点項目についての確認を行っております。さらに、監査結果についても、積極的な意見交換を行い経営監視機能の強化を行っております。

会計監査人については、太陽有限責任監査法人を選任し、会社法および金融商品取引法に基づく監査について監査契約をしております。

2019年3月期において業務を執行した公認会計士は、田尻 慶太氏、竹原 玄氏であり、監査継続年数は7年以内であります。

また、会計監査にかかる補助者は、公認会計士9名、その他25名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営の監視体制としては、監査役制度を採用しております。社外監査役(2名)は、弁護士、公認会計士として、それぞれ法務、会計の分野に専門的な知見を有し、取締役会および監査役会において当社の業務執行者から独立した客観的・中立的監視のもとに、さまざまな意見を表明することにより、適法性、公正性および透明性の観点から、経営に監視機能の役割は十分に果たしているものと判断しております。した

がって、当社は社外監査役により、独立・公正な立場で取締役の職務執行についての有効性および効率性の検証を行うなど、客観性および独立性を確保したガバナンス体制を有しており、株主・投資家等からの信認を確保していくうえで十分に実効的な経営監視が期待できることから、現状の体制を維持することとしております。しかしながら、当社を取り巻く環境の変化および法令改正に応じて、さらに適切なコーポレートガバナンス体制を構築すべく、検討を続けてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月26日開催の第124回定時株主総会においては、法令の規定する発送期日より4営業日早い2019年6月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の1営業日前、2019年6月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月26日開催の第124回定時株主総会から導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2019年6月26日開催の第124回定時株主総会から導入いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	監査法人の監査報告書、監査役会の監査報告書、会場案内図以外の部分を英文にてTDnetと当社のウェブサイトにおいて提供しております。
その他	報告事項等の説明の際にパワーポイントを用い、ご出席の株主様の報告内容に対する理解の促進を図っております。また、本年開催の124回定時株主総会でも前年に引き続き、聴覚的にも理解を促進する目的でナレーション方式を採用しました。さらに、株主総会開催後に株主懇談会を開催し、当社の事業内容に対する理解の促進にも努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	以下のIRイベントに参加して会社説明会を開催し、個人投資家の皆様に当社の説明をさせていただきました。 ・2018年12月 日興IR「個人投資家のためのIRフォーラム2018winter」(東京) ・2019年3月 ラジオNIKKEI・プロネクサス「春のIR祭り2019」 当社の製品、技術の特徴、業績、今後の見通しなどについて説明し、個人投資家の皆様に、当社への理解を深めていただきました。 今後も継続して、年1〜2回程度各地で開催してまいります。 説明資料は、当社ホームページからご覧いただけます。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、毎年、本決算説明会を5月下旬ころ、中間決算説明会を12月上旬ころに開催いたします。 2019年3月期決算説明会は、5月31日に開催いたしました。 説明資料は、当社ホームページからご覧いただけます。 また、アナリスト・機関投資家との個別ミーティングは随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社では、ホームページ上に「IR情報」のページを設け各種会社情報を掲載しております。 1.URL: https://www.topre.co.jp/ 2.ホームページ掲載のIR資料 ニュースリリース、決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知、株主様向報告書、ファクトブック、財務・業績データ、IRカレンダー	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部 IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部統制委員会において東プレグループで共有する「基本理念」と「行動指針」を策定し、ステークホルダーと公正、公平で節度ある関係を築くことを定めております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

東プレグループの行動指針のひとつとして環境保護・安全衛生の確立を定めております。企業活動にあたり、環境に優しい企業を目指し、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し省資源に努めます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針

(前文)

当社は会社法および関連法規に基づき、次の通り内部統制基本方針（業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針）を定め、今後その進展、諸法規の改変等に応じて適宜その見直しを行う。なお、取締役会はこの基本方針を東プレグループ全ての役職員に周知し、内部統制が効果的に機能するよう環境の整備に努める。

1. 子会社を含む当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社グループの役職員は「東プレグループ基本理念」、「行動指針」の理解に努め、実践するよう努力いたします。
- 2) 内部統制委員会は、当社グループ各社の内部統制システムの構築・運用の統括をします。また、活動を効果的・円滑に行うため、必要に応じて活動目的を限定した部会を組織することができます。
- 3) 監査部はコンプライアンス部会より定期的に報告を受け、コンプライアンス活動の実施状況を監査いたします。
- 4) 当社グループの役職員が社内において法令等に違反する行為、またはその恐れのある行為を発見した場合には、当社内および社外に設置された「内部通報連絡先」に通報することができます。
- 5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、役職員以下、全社員が毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力および団体との関係遮断・排除に努めます。

2. 子会社を含む当社グループにおける損失の危険に関する規定その他の体制

- 1) 当社グループ各社において「リスク管理規定」により企業活動に伴うリスクを分類し、責任部署を定めて継続的にリスクを監視いたします。
- 2) リスク管理部は、全社または複数の部門に係るリスクに対処するため、部門間の役割等を調整いたします。
- 3) 監査部はリスク管理部より定期的に報告を受け、当社グループ各社の危機管理の実施状況を監査いたします。

3. 子会社を含む当社グループにおいて取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社グループ各社の社内規定に基づく業務分掌、決裁権限等のルールにより、効率的に業務が執行される体制を確保しています。
- 2) 当社グループの取締役、社員が共有する全社的な「基本方針」を定め、これに基づく3事業年度を期間とする「中期経営計画」を策定しています。
- 3) 当社グループ全体の中期経営計画に基づき、毎期の事業部門ごとの業績目標を設定し、当社の取締役会では毎月この結果の報告を受け、目標未達の場合はその要因の分析、改善策を報告させています。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報については文書管理規定に従って関連文書とともに保管します。
- 2) 取締役、監査役から文書閲覧の要請があった場合は、要請の日から遅くとも3営業日以内に、本社において閲覧できることとします。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 内部統制委員会の構成委員は、グループ企業各社より委員を選出し、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達が効率的に行われる体制を構築いたします。
- 2) 当社の取締役は、各子会社の取締役会における業務執行状況の報告を受け、当社の取締役会において、その内容を報告するものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役会からその職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合は、原則として3ヶ月以内に人員を配置することとします。
- 2) 監査役の補助使用人の任命・異動、考課については事前に常勤監査役に報告し、同意を得ることとします。
- 3) 監査役の補助使用人は、監査役の指示に従って職務を行うものとします。

7. 監査役への報告に関する体制

当社グループ各社の取締役・使用人および各子会社の監査役は、内部統制規定に定められた事項、および内部統制上重要な事項について、当社の監査役に遅滞なく報告いたします。

8. 監査役への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループ各社は、役職員が当社の監査役に前項の報告をしたことを理由として、その役職員に対して解雇等不利益な処分をすることはいたしません。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役の職務執行上必要な費用については、あらかじめ予算を作成するほか、臨時・緊急に支出した費用も含め、支出した都度、償還するものとします。

10. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は独自の判断において弁護士、会計士等の専門家と契約し、監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

11. 財務報告の正確性を確保するための体制

- 1) 会計規則・基準に基づき「経理規定」関連規則等を適宜、改廃・整備し、その周知、徹底、順守に努めます。
- 2) 財務報告統制部会は、金融商品取引法が要請する財務報告の適正開示を推進するため、グループ企業全体の経理・会計・原価・財務に関する業務の正確性・統一性の確保を推進いたします。

<整備状況>

2006年に社長直轄の組織として監査部を設置するとともに、内部統制委員会（コンプライアンス部会、リスク管理部会、財務報告統制部会）を

組織しました。内部統制委員会は、内部統制の実践状況について定期的に監査部に対し報告を行い、監査部はその評価を行っています。

内部統制システム整備に関する基本方針に、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」として、毅然とした姿勢をもって臨む旨を定め、社内研修等において全社員に周知することにより、反社会的勢力および団体による被害の未然防止のための活動を推進しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム整備に関する基本方針に、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」として、毅然とした姿勢をもって臨む旨を定め、社内研修等において全社員に周知することにより、反社会的勢力および団体による被害の未然防止のための活動を推進しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報は、情報取扱責任部署である総務部に集約され、総務部において情報開示の必要性を判断しております。その際には、東京証券取引所の適時開示規則に準ずることはもとより、当社を取巻く株主、投資家、取引先等の様々な関係者との信頼関係を構築・維持するとの観点からも開示の是非を判断しております。

1. 決定事項及び決算に関する情報

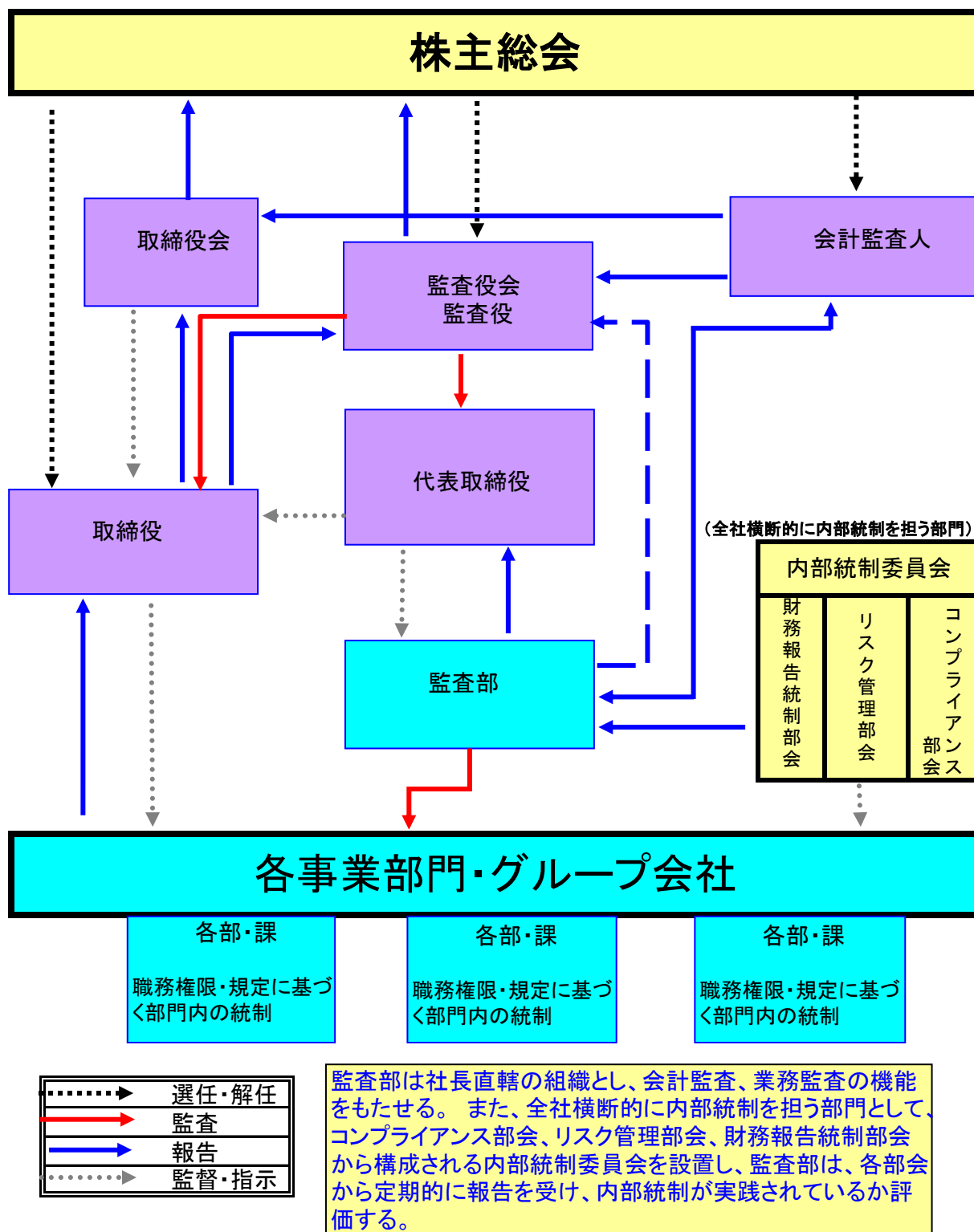
当社は取締役会において会社の重要事実に係る協議を行うこととしており、決定された事項は取締役会の事務局となる秘書室を経由して直ちに、総務部（情報取扱責任部署）に伝達されます。又、決算に関する情報は経理部より、総務部（情報取扱責任部署）に伝達されます。

2. 発生事実に関する情報については、各事業部より総務部（情報取扱責任部署）に伝達されます。

3. 子会社の開示体制の強化

当社子会社に係る会社情報の適時開示につきましては、各子会社に対して重要事項に関する適時開示規則の理解を促進するために再度説明すると共に、当社が情報収集に積極的に関与しております。

東プレグループ 内部統制 模式図



＜情報伝達と開示体制＞

